

令和元年8月1日

まちづくり委員会資料

陳情第3号

歩道の樹木の根上り防止対策
に関する陳情

建設緑政局

陳情第3号 歩道の樹木の根上り防止対策に関する陳情

1 陳情の要旨

多摩区菅馬場3丁目31番から日本女子大学東門までの歩道の樹木の根上りにより、通行が非常に危険な状態になっていて、自転車等においても転倒の危険がある。早急に根上りしている樹木に、根上り対策を行ってほしい。

2 位置図



3 陳情箇所の概要

路線名称	市道多摩第12号線
街路樹の樹種	ソメイヨシノ (サクラ)
陳情箇所の延長	約150メートル
陳情箇所の街路樹本数	11本

4 平面図



5 これまでの経過・取組

昭和61年度 西菅土地区画整理事業の完成に伴い、街路樹の帰属を受ける。

平成27年9月 当該箇所にてランニング中の市民が転倒するといった事象が発生する。その後、支障となる根を除去し、舗装の補修を行う。また、注意を促す看板及び路面標示を整備する。

平成28年度 市道多摩第12号線のソメイヨシノ（サクラ）について健全度診断を実施する。（平成25年に発生したケヤキの倒木を受け、平成26年度から市内街路樹における腐朽しやすい樹種であるケヤキ、ユリノキ、サクラについて健全度診断を実施）

平成28年7月 陳情者から、根上りがひどいということで舗装補修の要望を受ける。

平成30年度 劣化に伴う歩道の舗装打換え、及び、ソメイヨシノの健全度診断に向けた準備を行う。（令和元年度施工予定）

6 現地の状況

ソメイヨシノの根が、歩道に隣接する斜面緑地に誘引され、歩道を横断して生長することで、根上りが生じている。根上りによる段差を解消するため、アスファルトによる擦り付け等の補修を、必要に応じて適宜実施している。

写真① 根上り状況



写真② 根上り補修箇所



写真③ 注意喚起看板



写真④ 注意喚起路面標示



陳情第3号 歩道の樹木の根上り防止対策に関する陳情

7 本市の考え方

(1) 街路樹の根上りに対する取組

ア) 「道路法」に基づく取組

- 「道路法」に基づき、根上りによって舗装に穴や段差が生じた場合は、アスファルトによる擦り付け等を行うことで、一般交通に支障を及ぼさないように努めている。

道路法（抜粋）

(道路の維持又は修繕)

第42条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

イ) 「条例」に基づく取組

- 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき策定した「川崎市緑の基本計画」の実施施策の中で、街路樹の適正管理を位置づけ、「川崎市街路樹管理計画」に基づき、地域環境に応じた樹木更新・撤去を実施している。

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（抜粋）

(緑の基本計画の策定等)

第8条 市長は、市域における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、**川崎市緑の基本計画**を策定するものとする。

川崎市緑の基本計画（抜粋）

■実施施策26 街路樹の適正管理

街路樹はまちの顔を印象づけるだけでなく、市民に一番身近な緑のインフラであることから、その効果的な管理や健全性の確保を進めるため、「**川崎市街路樹管理計画**」に基づき、道路上における安全性を保つための適切な剪定・除草等のもとより、街路樹の樹木診断や地域環境に応じた樹木更新・撤去を実施します。

川崎市街路樹管理計画（抜粋）

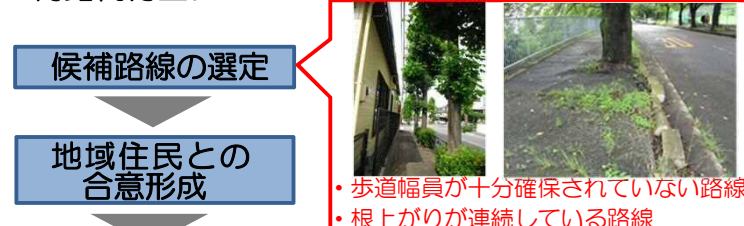
■取組1 計画的な街路樹再生による安全な歩行空間の確保

各区における歩道幅員が十分に確保されていない路線や根上りが連続している路線を中心に対策を講じ、道路利用者の安全性や良好な歩行空間を確保する。

表 更新・撤去候補路線一覧表

区	路線名	樹種
川崎区	塩浜17号線、塩浜4号線、日ノ出8号線	クロガネモチ
幸区	南加瀬23号線	ソメイヨシノ、トチノキ、クスノキ
中原区	上小田中207号線、北見方207号線	ユリノキ
高津区	宮内新横浜線	トウカエデ
宮前区	鷺沼線ほか	ソメイヨシノ
多摩区	寺尾台22号線	ユリノキ
麻生区	細山線(1) 東道稲城読売ランド前停車場線	ユリノキ

《街路樹再生フロー》

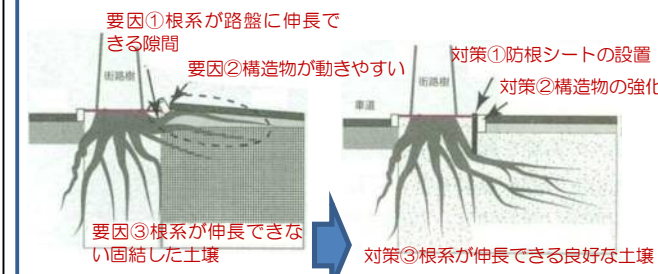


対応策の検討

【改善】

・植栽基盤の改善

土壌改良や植栽空間の拡大などを行い、樹勢の回復を図る。



【更新】

・適切な樹種への更新

生育環境を踏まえ適切な樹種を選定し更新する。



【撤去】

・撤去の検討

必要な有効幅員が確保できない狭い幅員の歩道や根上りが連続している歩道に植栽されている街路樹については、撤去や間引きについても検討する。



(2) 市内街路樹の根上り防止対策

ア) 「川崎市街路樹管理計画」に基づく根上り防止対策

- 「川崎市街路樹管理計画」の取組1に基づく更新・撤去候補路線について、地域との合意形成を図りながら、改善・更新・撤去の3つの対応策により、計画的に進めている。

イ) 更新・撤去候補路線以外の根上り防止対策

- 根上りの状況等により、アスファルトの擦り付けによる対応が困難な場合には、樹種や樹木の生育状況等を踏まえながら、根上りの原因となる根の切除について検討し、生育への影響が少ない場合には根の切除を行っている。また、根の切除により生育に支障をきたすなど、不健全となる樹木については、撤去についても検討している。



健全度診断の状況（多摩第12号線）

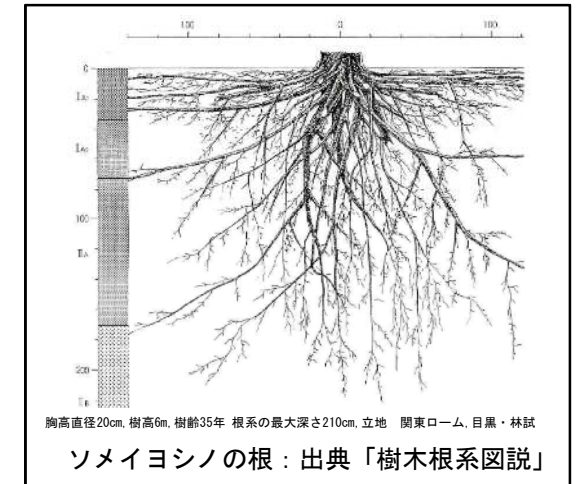
ウ) 新たに街路樹を植栽する場合の根上り防止対策

- 道路築造や街路樹の更新等において、植栽する街路樹の選定にあたり、生長の遅い樹木等、根上りを起こしにくい樹木を選定するなどの対策を実施している。

(3) 陳情箇所における課題と今後の対応

(課題)

- 陳情箇所のソメイヨシノは植栽から約35年経過し、地表近くに太い根が見られることから、対策として太い根の切除が必要である。
- ソメイヨシノは腐朽菌に侵されやすい樹種であるとともに、地表近くに多く根を張る樹種であるため、根の切除により、樹勢悪化など倒木の危険性が高くなることが想定される。



(今後の対応)

- 通常診断に加え、根を切除した際の影響を踏まえたソメイヨシノの健全度診断を行っており、引き続き、診断を実施する。
- 診断の結果として、影響が軽微なものであれば、根を切除し舗装する対策を検討するが、倒木等の深刻な影響が想定されるようであれば、撤去についても検討する。
- 地元町内会へ診断結果や対策の方向性を説明し、合意形成を図った上で対策を実施する。